

第2編 災害予防計画

第1章 防災知識・思想の普及計画

(防災基地対策課、教育委員会、西海警察署)

1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市は、市民及び各組織等を対象に風水害や地震等の災害に関する知識と防災対応を啓発指導する。

2 防災知識普及計画

市は、県等で作成されるパンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ及び報道機関等の媒体を活用するほか、広報誌、インターネットによる普及や広報車による広報活動、その他講習会等により、地震や土石流災害等の災害に対する基本知識や防災知識に関する普及活動を行う。

3 啓発活動

- (1) 市長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加すると共に、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。
- (2) 市は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。
- (3) 市は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発し、県で導入する起震車等疑似体験装置を活用し、各地域の防災訓練、研修会等での体験学習を進める。
- (4) 企業に対する防災思想の普及として、企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

4 市職員に対する教育

市職員として、行政を進めるうえで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けに初動マニュアルやパンフレットを作成し、日頃からの周知徹底を図る。

5 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

(1) 教職員の研修

県及び市教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

(2) 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

(3) 学校における防災訓練

学校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

6 西海警察署における啓発

(1) 各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から各種講習会、研修会等を通して地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図る。また、災害発生時の家庭内の連絡体制の確保を促す。

(2) 災害弱者（要配慮者）に対する配慮

防災知識の普及等にあたっては、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に十分配慮し地域において災害弱者（要配慮者）を支援する体制が整備されるよう努める。

7 企業等

(1) 防災関係機関

西日本電信電話㈱、九州電力㈱、各ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策等、利用者の実施すべき事項について市民に対して広報を行う。

(2) 一般企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備、従業員に対する防災教育や防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討実施を図る。

また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第2編 災害予防計画

8 男女共同参画の視点の強化

防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築

- (1) 県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、県及び市町において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、県及び市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。

- (2) 県及び市町は、平常時において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

第2章 防災訓練の実施計画

(全庁)

防災訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。

市は、県で実施する総合防災訓練等に積極的に参加するほか、各種の防災訓練を県、他の市町村、防災関係機関と共同または単独で、年一回以上実施する。

また、自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練については、組織の整備、育成とともに繰り返し、日常的に実施していく。

1 防災訓練の基本方針

県、市、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した訓練を実施する。

2 総合防災訓練

市は、県で実施する総合防災訓練へ参加するとともに防災の日（9月1日）を基準に総合防災訓練を実施する。訓練項目（基準）は次のとおりである。

- (1) 非常無線通信訓練
- (2) 水防団の水防工法訓練
- (3) 避難所開設訓練
- (4) 応急復旧訓練
- (5) 救出訓練

3 水防訓練計画

市は水防訓練を、最も適当と思われる時期に、訓練効果が著しいと判断される場所において訓練を実施する。

- (1) 動員〈水防団、消防団の動員、住民の応援〉
- (2) 輸送〈資材、器具、人員〉
- (3) 水門等の操作
- (4) 避難、誘導、救護等

4 消防訓練計画

市は消防団員の消防教育訓練を概ね次により実施する。

(1) 学校教養

消防団員の学校教育については、毎年計画的に、県消防学校またはその他の場所において実施する。

第2編 災害予防計画

(2) 一般教養

- ア 消防教育
- イ 講習教育
- ウ 服務教育

(3) 消防訓練

- ア 消防機械器具操法訓練
- イ 防水訓練
- ウ 非常招集訓練
- エ 人命救助訓練
- オ 出動訓練
- カ その他必要な訓練

5 避難訓練

学校及び社会児童福祉施設、病院、旅館等多数の人が集合し居住する施設の管理者は、避難計画を策定し、それに基づき適宜避難訓練を実施するものとする。

6 土砂災害防災訓練

市は、災害対策基本法および市地域防災計画の規定により、関係機関と協力して土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

(1) 土砂災害に対する防災訓練の目的

市が実施する防災訓練の目的はおおよそ次の通りである。

- ア 土砂災害に対する市防災体制づくりの推進を図る。
- イ 土砂災害に対する関係住民の自主防災意識の高揚を図る。
- ウ 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に警戒避難を行うべき状況ついで的確に判断できるようにする。
- エ 関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に的確な避難行動がとれるようにする。

(2) 訓練参加機関

市が実施する土砂災害を想定した防災訓練には、市防災担当機関、消防団、警察署、NTT、電力会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

(3) 想定する気象

市は、梅雨前線や台風による大雨を想定して訓練を実施する。

(4) 防災訓練の内容

市が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、次の内容について行うものとする。

ア 土砂災害の発生を予想する訓練

市防災担当者は、すでに開発されている土石流予警報装置の利用、基準雨量、雨量状況、土砂災害危険地の状況等から土砂災害の発生を予想する。また土砂災害危険区域周辺の雨量状況等を関係住民より伝達入手する。

イ 土砂災害危険区域に対する巡視訓練

市防災担当者および地元住民が、土砂災害危険区域を巡視し、異常な状況の早期発見に努める。

ウ 情報伝達訓練

アおよびイにより土石流の発生の恐れがあることを想定し、関係住民に対し、市防災担当者が、予報、警報及び避難の指示ならびに勧告の伝達を行う。

エ 災害対策本部の設置訓練

災害対策本部を設置し、降雨状況の把握、土砂災害発生状況、被害状況等について市防災担当者が関係機関に対し伝達をする訓練を実施する。

オ 避難訓練

関係住民が安全に避難出来るよう、市防災担当者が関係住民に対し避難誘導を実施し、避難場所の開設、救出救護訓練を実施する。

カ 関係住民が受けることが望ましいと考えられる訓練

7 他の防災訓練

市は、県等で実施する防災訓練のほか佐世保市消防局、各方面消防団、市内各団体等との連携により次のような訓練を実施するよう努める。

- (1) 図上訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 非常無線通信訓練

8 防災訓練後の評価

市は、防災訓練終了後、参加機関とともに、実施した防災訓練が実践的かつ効果的に運用され、有事即応の体制が確立されたかについて詳細な検討を行う。

検討結果については、その内容を十分に踏まえ、不足な点、また改善点について次期防災訓練において反映させるよう留意するとともに、必要に応じて防災計画の見直し等を図っていく。

9 西海警察署（長崎県警察）

- (1) 県の主催する総合防災訓練等を通して、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努める。また、訓練の実施にあたっては、住民等との災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等災害発生時に住民がとるべき措置について配慮する。
- (2) 災害弱者（要配慮者）に対する配慮
防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮し、地域において災害弱者（要配慮者）を支援する体制が整備されるよう努める。

第2編 災害予防計画

10 防災関係機関

防災関係機関は相互に充分連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に係る防災業務計画に基づき訓練を実施する。

学校、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル等は、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

第3章 自主防災組織の活動計画

(自主防災組織、防災基地対策課)

第1節 自主防災組織の育成と活動計画

1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において、住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動の中から、災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。**その際、女性の参画の促進を求める。**

市は、各自治区における自主防災組織の役割を示し、組織化を支援するものとする。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 風水害や地震等の防災に関する知識の普及
- イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ウ 家庭内の防災に関する話し合い（防災対策、災害時の避難方法や連絡方法など）
- エ 各地域における避難地、避難路の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- キ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ケ 最寄りの医療救護施設の確認
- コ 各地域の避難行動要支援者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

- ア 災害情報の正確な把握
- イ 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
- ウ 火災予防措置及び初期消火の実施
- エ 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
- オ 初期の救出、救助
- カ 適切な避難（津波の場合は、避難の呼びかけ・避難の率先）
- キ 自力による生活手段の確保
- ク 地域の避難所の開設・運営の支援

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。なお、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は、自主防災組織に準じるものとして、市は、情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

- ア 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより

第2編 災害予防計画

自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

市は、広報誌の活用や学習会等の開催により、自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市職員に対する講習会の開催などによる人材の育成を図る。

(4) 地域防災リーダーの育成

市は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を次のような方法で進める。

ア 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。

イ 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。

ウ 地域防災リーダーが、地域や団体内だけでなく、相互に情報を共有し連携して活動できるよう支援する。

エ 地域防災リーダーとなれる防災士資格者の増加を図るため、西海市防災士養成事業補助金により資格取得経費を補助する。

(5) 自主防災組織の活動

ア 防災知識の普及・啓発活動

市は、正しい防災知識を住民一人一人が持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について学習しておく。

イ 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対し万全の備えを整えておく。

ウ 災害弱者（要配慮者）の把握

自主防災組織においては、区域住民の状況を把握し、災害時に弱者となりうる住民の状況把握を進める。

エ 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図りながら行っていくことに留意するとともに、市、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に十分配慮した訓練内容とする。

オ 防災資機材の定期点検の実施

市は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動をおこなうため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

カ 地域内外の他組織との連携

各自主防災組織においては、防災訓練の実施等を通じて、地域内の学校、公民館、事業所、コミュニティ組織と平素から連携を密にし、災害時の相互支援のあり方についての共通認識の形成を図る。

また、地域を超えた自主防災組織間のネットワークを構築し、情報や人的交流を通じて、活動の充実を図る。

キ 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備促進を図っていくとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2 自主防災組織の組織

各自主防災組織においては、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成し、任務分担を定めるものとする。

(1) 防災組織（基準）



(2) 任務分担（基準）

活動内容 担当部	平常時の活動 (防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う)	災害時の活動 (災害の実態に応じた応急活動体制をとる)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画、訓練計画の作成 組織の連絡調整 資機材の整備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関との連絡調整 各部の調整、指導 資機材の配布
情報部	<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 情報の収集及び伝達 情報の収集・伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達 避難勧告等の伝達
消火部	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防活動 初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止の呼びかけ 初期消火活動
救出救護部	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当知識の普及 応急手当の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救出活動 応急手当等の救護活動

第2編 災害予防計画

避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路、避難所（場所）の周知 ・ 身障者、高齢者の把握 ・ 避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等の指示及び避難誘導 ・ 身障者、高齢者の避難介助
給食給水部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し訓練 ・ 給水訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食活動 ・ 給水活動

3 自主防災組織に対する指導・助成

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国・県の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

(1) 自主防災組織の組織化促進対策

市は、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

(2) 自主防災組織研修会

市は、県で実施される自主防災組織の研修会へ、地域防災組織の核となるリーダー及び市職員等の参加促進を図る。

4 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて概ね次のものについて行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

また、事業所は豪雨や暴風など屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、市はアドバイスその他の支援を行う。

第2節 民間防災組織の確立

1 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、被災者の安否確認、遺体の捜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市町村等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に県防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 農林水産業団体

災害時において、被災農林業者・水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため長崎せいひ農業協同組合、各町漁業協同組合等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化をはかるものとする。

3 赤十字奉仕団（社会福祉協議会等）

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長をはかるものとする。

4 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、青・少年団体等の育成指導を行う。

第4章 相互応援体制の確立

(自主防災組織、防災基地対策課)

1 消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、長崎県及び佐賀県の市町及び消防本部と消防相互応援協定事務連絡会を構成し、消防等の広域災害に対応するため消防相互応援協定を締結している。市は関係市町及び消防組合等と連携して必要な体制を整備推進する。

消防相互応援協定事務連絡会構成市町並びに組合消防本部

長崎県内市町	佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、波佐見町、川棚町、東彼杵町、佐々町
佐賀県内市町	有田町
消防本部	松浦地区消防組合消防本部、県央地域広域市町村圏組合消防本部

2 県内相互応援（消防）

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域常備消防体制による相互応援を実施している。

3 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、近隣各市町や友好市町村相互間の災害応援協定を推進する。

4 米海軍佐世保基地との消防相互援助協定

アメリカ海軍佐世保基地と西海市のそれぞれが管轄する区域において、大規模な火災や災害が発生した場合、相互に援助することを目的として、「消防相互援助協定」による相互応援を実施している。

5 国土交通省九州地方整備局との大規模な災害時の応援に関する協定

九州地方整備局が西海市内に所管する施設で大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に西海市と九州地方整備局は相互に連絡を取合い、被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として応援に関する協定を締結している。また、市長から応援要請があった場合には、必要に応じ職員派遣などの対応を行う。

6 宮崎県西都市との災害時相互応援に関する協定

両市のいずれかの市域において災害等が発生した場合に、食料、飲料水及び生活必需物資の提供、応急復旧等に必要な資機材、車両の提供、職員の派遣等、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行う。

7 西海市建設業組合との災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定

西海市建設業組合は、風水害等の災害が発生し、市が管理する公共土木施設、農林業関連施設が被災し、市が緊急に災害対応を要請した場合、被災情報の提供、保有する資材、機材、技術者等の緊急出動による支援を行う。

8 大島造船所との災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定

大島造船所は、風水害等の災害が発生し、市が管理する公共土木施設、農林水産業関連施設のうち、主に鋼構造物による港湾漁港施設及び橋梁施設が被災し、市が緊急に災害対応を要請した場合、被災情報の提供、保有する資材、機材、技術者等の緊急出動による支援を行う。

9 長崎県LPガス協会佐世保支部との災害時におけるLPガス供給に関する協定書

長崎県LPガス協会佐世保支部は、災害時における公共施設などの避難場所等に、LPガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等を運搬、設置及び点検してLPガスの供給を行う。

10 西海市内関係郵便局との災害発生時における相互協力に関する協定書

西海市内関係郵便局は、災害時における被災状況や避難所開設状況及び避難者リスト等の相互情報提供、避難所への臨時の郵便箱の設置、被災者の郵便物料金免除、ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱い等を行う。

11 西海市管工事組合との災害時等における水道施設支援活動に関する協定書

西海市管工事組合は、西海市指定給水装置工事事業者規則に基づき、災害等により重要水道施設の事故が発生し、(まさに発生しようとしている場合含む)市が支援活動の協力を要請した場合、水道施設の緊急復旧支援活動又は緊急給水支援を行う。

12 九州電力株式会社との西海市災害復旧に関する協定

西海市と九州電力株式会社は、非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたる。

13 株式会社ナフコ及びホームプラザナフコ西海店との災害時における物資供給に関する協定

株式会社ナフコ及びホームプラザナフコ西海店は、災害が発生(発生するおそれのある時含む)し、必要な救援物資が必要になり、市が協力を要請した場合、可能な範囲において協力する。

第2編 災害予防計画

14 西海警察署及び新上五島警察署との防災行政無線の活用に関する覚書

西海警察署及び新上五島警察署は、防犯・交通情報等を西海市防災行政無線を活用して住民に広報することにより、安全で安心なまちづくりを推進する。

15 西彼杵医師会との災害時における緊急対応等に関する協定書

西彼杵医師会は、災害等が発生した場合における医療を要する者の緊急対応等に関し、市が必要であると認め、西彼杵医師会が推薦する医療機関への対象者の緊急対応等を要請した場合は、速やかに、対象者の緊急対応等を受け入れる。

16 西彼歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書

西彼歯科医師会は、災害時における応急的な歯科医療救護活動を迅速に実施するため、市が歯科医療救護活動を実施する必要性が生じ、市が要請した場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣する。

17 西海警察署、新上五島警察署及び社会福祉協議会との西海市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定書

西海警察署、新上五島警察署及び社会福祉協議会は、西海市から提供を受けた名簿情報により、避難支援等を実施するための体制構築につとめるものとする。

18 長崎県石油商業組合西海支部との災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料等を調達する必要があると認めるときは、長崎県石油商業組合西海支部に対し、燃料等の供給を依頼することができる。

また、西海市の協力依頼があったときは、燃料等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

19 大塚製薬株式会社との包括連携協定書

大塚製薬株式会社と市民の健康維持・増進、食育の推進、スポーツの振興、青少年の育成、災害発生時の支援及び防災・減災に関する事項などについて、相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

20 社会福祉協議会との避難所施設利用に関する覚書

社会福祉協議会とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会福祉協議会管理の施設を避難所として利用に関し、利用できる施設の範囲、避難所の開設、避難行動への協力及び避難所の管理運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

21 株式会社コスモス薬品との災害時における救援物資供給等の協力に関する協定

株式会社コスモス薬品とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品の救援物資の供給協力に関し、西海市が協力を要請した場合、可能な範囲において保有物資の優先供給に協力するものとする。

22 西海市福祉施設連絡協議会との災害時における要配慮者の避難施設としての社会福祉施設等への受け入れに関する協定書

西海市福祉施設連絡協議会とは、大規模な地震、風水害等の災害、台風の接近等により避難指示等が発せられた地域の要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、西海市が避難施設として同連絡協議会に加入する社会福祉施設へ受け入れの協力等を要請できるものとする。

23 株式会社マツモトキヨシ九州販売との災害時における救援物資供給等の協力に関する協定

株式会社マツモトキヨシ九州販売とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要となる食料品や日用品または医薬品、その他生活必需品の救援物資の供給協力に関し、西海市が協力を要請した場合、可能な範囲において保有物資の優先供給に協力するものとする。

24 株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

株式会社ゼンリンとは、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において災害対策本部を設置したときは、西海市の要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

25 長崎県県北振興局等との雪浦川水系（雪浦川）治水協定

二級河川雪浦川水系において、河川管理者及びダム管理者である県北振興局並びに関係利水者である長崎市上下水道事業管理者及び西海市は、大雨が降ると予測された場合、事前に雪浦ダムの放流を行い、洪水調節可能容量を増やすことにより、ダムへの流れ込みをより多くダムに貯留させることにより雪浦川への放流量を調節して、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ることについて協定を締結するもの。

26 ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定

西海市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ西海市の行政機能の低下を軽減させるため、西海市とヤフー株式会社が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

27 西海市社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

西海市社会福祉協議会とは、地震、風水害等による大規模な災害が発生した時に、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、相互に連携してボランティア活動を行う団体、又は個人を支援するためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

第2編 災害予防計画

28 長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合との災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

本協定は、西海市において、台風、地震、豪雨等による災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、西海市と長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合に協力を要請することができる。

29 株式会社バカンとの災害避難施設に係る情報の提供に関する協定

本協定は、災害に備え西海市が市民に対して必要な避難所等の災害に係る情報を提供する手段を充実させるため西海市と株式会社バカンが互いに協力することを目的とする。

30 西海警察署との災害時における相互協力に関する協定書

本協定は、西海市内での災害発生時等の際に西海警察署が管理する庁舎での警察活動業務遂行が困難となった場合において災害等に迅速・的確に対応し、市民の安全を確保するため、本市が管理する施設の一部を西海警察署の代替施設として使用するにあたり、必要事項を定め、相互に協力することを目的とする。

31 電気自動車及び再生可能エネルギーを核とした災害に強いカーボンニュートラルな地域づくりに係る連携協定覚書

本協定は、西海市と日産自動車株式会社、長崎日産自動車株式会社、日産プリンス長崎販売株式会社は、電気自動車の普及を通じ、西海市内の自助力、共助力、公助力向上を図るため、本市による電気自動車の計画的な整備（or 電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築）や市内の電気自動車普及に向けた諸施策の実施に加え、協定各社の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があることによって、市内で大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される指定避難所等において、電気自動車から電力を供給することにより、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

第5章 防災まちづくり計画

(建設課、住宅建築課、政策企画課)

第1節 防災まちづくり計画

市の地域特性に配慮しながら、「地震に強いまちづくり」を行っていく。

1 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 市土保全事業の充実

地震に強い市土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

3 地震に強いまちづくり

- (1) 市は、県の地震防災緊急事業五箇年計画に沿って市計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。(第3節参照)
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るための整備を図る。
- (4) 道路、公園等施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。
- (5) 避難地、避難路、延焼遮断帯等の防災上重要となる地域における建築物の不燃化をはかる。
- (6) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

4 避難地・避難路の確保・整備

災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、公園等の広域避難地、一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するものとする。

また、あわせて避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進する。

第2編 災害予防計画

5 防災拠点の確保・整備

防災拠点となる公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

第2節 建築物等災害予防計画

1 建築物等の耐震対策

(1) 木造建築物

市は、自主防災組織活動等と連携して説明会を実施し、耐震補強等を促進する。

(2) 鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

市は、県の実施する「鉄筋コンクリート造建築物の耐震性と耐震診断」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

2 防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市はこれらの活動を円滑に進めるため、公共施設や医療機関、保健・福祉等の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

3 建築物等の安全化

県及び市は、次の事項について、建築物・施設の管理者に対して啓発や指導を行い、建築物等の安全化を促進する。

(1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化

(2) 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等

(3) 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等

(4) 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

4 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物。

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場その他多数の者が出入し、勤務し、又は

居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

5 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

オ 児童・生徒の生命の安全確保を図るとともに、公立校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また鉄筋コンクリート建物については耐震診断の結果により、改築、補強等の整備促進を図る。

6 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導は県教育委員会、市教育委員会が実施する

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置 耐震耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

第2編 災害予防計画

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町村）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

7 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

ア 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

イ 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

8 コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する平常時よりの防災対策として電算室内での人的被害を最小とするとともに、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。

(1) 建物に関すること

- 天井、照明器具の落下防止
- フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
- 壁・窓ガラスの破損防止
- 避難エリア・通路の確保

(2) コンピューターに関すること

- 機器の移動・転倒防止
- ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
- データファイルの破損防止
- ホームページのサーバ、その他重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置

(3) 電源、空調及び回線設備等に関すること

- 電話設備及び空調設備の固定
- 地震感知器による自動停止
- 非常用電源の確保
- 水道配管の破損防止と補給水の手当
- 庁内LAN回線の被害防止
- NTT通信回線等の地方機関との回線の確保
- 自動消火設備の設置
- (4) 什器・備品に関すること
 - データファイルの別室への二重保管
 - 移動式データテープ保管棚の転倒防止
 - ロッカー類の転倒防止
- (5) ソフト面の防災対策
 - 防災体制の明確化
 - 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
 - ファイルの二重分散保管
 - 復旧連絡網の整備

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

1 市計画の策定

県が実施する地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市が実施する事業については、市地域防災計画で定めることとする。

2 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- ⑬ 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設
であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑭ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線設備その他の施設又は整備
- ⑯ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- ⑰ 非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2編 災害予防計画

第4節 市土保全対策計画

1 治山事業

崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている溪流等の荒廃山地や局地豪雨による山崩れ、土石流等が多発する地域等の山地災害危険地に対し、総合的な治山対策を実施する。

また、通常時から保安林等の整備に努め、安心できる山林づくりを進める。

2 急傾斜地・土石流発生危険区域対策

風水害、地震等の災害により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等について国・県事業の導入等により防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに国・県事業の導入等により防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

3 治水事業

市内各河川は地勢が急峻で、山地から河口までの距離が短く災害を誘発しやすい。

また、海岸線は、屈曲に富んでおり地盤が軟弱であるので高潮等に対して危険度が高い。

河川の氾濫を防止するため河川改修事業の推進を図る。

また、河川のもつ自然環境を配慮した河川改修により河川環境の整備と保全に努める。

4 砂防事業

本市は地質的に、また地形的に土石流発生の危険度が高い上、近年局地的異常豪雨が多発の傾向にあることから、砂防の必要性も急速に高まってきている。

今後は、土石流対策事業等の砂防事業を重点的に進めて行く必要がある。また、今後ハード面の施設による土砂災害予防を進めるとともに、土石流警報装置、レーダー雨量計等の整備により地域住民の警戒体制と避難誘導等の対策を確立する。

5 海岸保全施設整備事業（国土交通省所管）

本市は、海に面しており、海岸は屈曲も多く、複雑な地形となっている。市土の保全、災害の防除等を目的に、高潮対策、侵食対策、局部改良、海岸環境整備事業等の海岸保全施設整備事業の推進を行う。

6 農地防災事業

(1) 農地防災事業

洪水、冠水による農地、農業用施設等の被災を防止するため、必要に応じ湛水防除事業を推進するとともに農道等の崩壊危険箇所を把握し、改良及び補強工事の長期計画を策定し、随時工事の施工に努める。また、急傾斜及び特殊土壌地帯の農地、主と樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止するよう指導に努めるものとする。

(2) 農地保全事業

地すべりや浸食による農地、農業用施設などの被災の防止として、地すべり対策事業や農地保全整備事業を実施する。

(3) 農地海岸事業

これまでに、高潮、波浪、津波、浸食等による海岸保全施設、農地などの被災を防止するために、高潮対策事業、浸食対策事業、局部改良事業、補修事業等の事業を実施してきたところであるが、今後とも長期計画を策定し、事業の推進にあたる。

7 漁港海岸保全施設整備事業

市は、漁港区域内に設定された海岸保全区域について、漁業集落の人命や資産の安全を確保するため高潮・津波対策事業、浸食対策事業、局部改良事業、補修事業等の整備を進める。

8 液状化対策

(1) 住宅・宅地の液状化対策

ア 県及び市は、戸建て住宅の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携して、知識の普及と啓発を行う。

- 建築主等の自己責任であること
- 液状化の仕組み等の知識
- 地域ごとの液状化の危険度
- 地盤調査や対策工事の手法
- 地震保険制度等

イ 県及び市は、地域ごとの液状化の危険度について情報を提供し、注意を喚起するために、以下の図を作成し、周知を図る。その際、それぞれの図の性格や示された危険度の意味を正しく理解してもらえるように留意する。

- 液状化の危険度を微地形区分図を基に示した図
- 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成 17 年度）において5つの活断層地震ごとに作成した液状化危険度の分布図を重ね合わせて表示した図

ウ 開発を行う地区においては、液状化対策に有効な措置を講じるように指導する。

エ 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

(2) 公共施設の液状化対策

各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、市が管理する公共施設については、県と緊密な連絡調整を行い、各施設の液状化対策への対応を検討する。

第6章 気象観測施設の整備計画

(長崎地方気象台、県、防災基地対策課)

1 長崎地方気象台の気象観測施設

長崎地方気象台は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測するため、長崎県内につぎの観測施設を整備している。

- (1) 地上・地域、その他の気象観測施設
- (2) 地震・津波観測施設
- (3) 火山観測施設
- (4) 航空気象観測施設

市周辺の地上・地域気象観測施設一覧表

観測施設名称	所在地	該当予報区		観測要素			
		一次細分	市町等をまとめた区域	雨	気温	風	日照
長崎地方気象台	長崎市南山手町 11-51	南部	長崎地区	○	○	○	○
有川地域気象観測所	南松浦郡新上五島町有川郷字上原	五島	上五島	○	○	○	○
佐世保特別地域気象観測所	佐世保市干尽町	北部	佐世保・東彼地区	○	○	○	○
西海地域気象観測所	西海市西海町中浦南郷	南部	西彼杵半島	○	○	○	○
長浦岳地域雨量観測所	長崎市琴海戸根町六木屋 1979-2	南部	長崎地区	○			

2 気象庁以外の気象観測施設

長崎県内の設置されている気象庁以外の機関が行う気象観測施設を対象に、観測精度の維持や観測成果の利用などについて必要な助言・指導を行っている。

3 情報伝達装置について

各種防災気象情報は長崎地方気象台に配備している防災情報提供装置によって、関係防災機関等に伝達されるか、または、(財)気象業務支援センター経由のFAXサービスによって伝達される。(気象庁、福岡管区気象台が発表する防災気象情報も、長崎地方気象台に配備している防災情報提供装置を経由して関係防災機関に伝達される)

その他、公衆回線を利用したFAX等による情報伝達を行っている。

4 長崎県（震度情報ネットワークシステム）

県において、県下全市町村に地震計（強震計、計測震度計）を設置し、地震情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備する。本市では地震計は、各町総合支所単位に設置している。

第7章 火災予防対策の推進計画

(防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団)

本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、概ね次に掲げる事項について実施する。

1 火災予防運動

市は、毎年の春秋2回火災予防運動にあわせ、広報活動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓発する。

2 火災危険地域

西海市内の危険地域は次のとおりである。

番号	火災危険地域	家屋の構造・種別	危険度	担当消防分団
1	伊ノ浦(西彼)	木造住宅密集	A	第12分団
2	網代(西彼)	木造住宅密集	A	第14分団
3	小干(西彼)	木造住宅密集	A	第6分団
4	間瀬中央商店街(大島)	木造住宅店舗密集	A	間瀬分団
5	間瀬飲食店街(大島)	木造住宅店舗密集	A	間瀬分団
6	間瀬東町住宅街(大島)	木造住宅店舗密集	A	間瀬分団
7	百合ヶ丘住宅街(大島)	木造住宅団地	A	間瀬分団
8	馬込西全域(大島)	木造住宅店舗・中層建物団地	A	馬込分団
9	馬込東全域(大島)	木造住宅・店舗・工場密集	A	馬込分団
10	中央団地街(大島)	中層建物団地	A	中央分団
11	徳万鳴迫谷住宅街(大島)	中層建物団地	A	徳万分団
12	真砂市営住宅街(大島)	中層建物団地	A	真砂分団
13	京町、東本町、新本町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
14	浦島町、昭和町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
15	松崎町、金比良町、本町、椿町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
16	栗崎町、日出町(崎戸)	木造家屋密集	A	1分団
17	横浦地区(崎戸)	木造家屋密集	A	2分団
18	本郷地区(崎戸)	木造家屋密集	A	4分団
19	平島本村地区(崎戸)	木造家屋密集	A	6分団
20	川内上(西海)	木造家屋密集	A	1・12分団
21	横瀬(西海)	木造家屋密集	A	4・5分団
22	太田和(西海)	木造家屋密集	A	9分団
23	西浜、東浜、緑ヶ丘(大瀬戸)	木造家屋密集	A	白浜分団
24	檜浦、板浦、向島(大瀬戸)	木造家屋密集	A	瀬戸中央分団
25	福島(大瀬戸)	木造家屋密集	A	福島分団

3 消防力の強化

(1) 予防査察の強化

市の消防機関が管内の防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び消防計画に基づく予防査察を実施するよう指導する。

(2) 消防設備並びに防火管理

ア 公共建築物、興業場、事業所等不特定多数の出入りする建物に対する消火設備警報設備及び避難設備の設置と維持管理等について指導を行う。

イ 防火管理者の養成等防火管理について指導を行う。

ウ 関係者等に対する防火思想の普及徹底を行う。

(3) 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、消防の科学化等推進する。

ア 消防力劣弱市町村に対する整備促進

イ 消防水利の整備促進

ウ 消防関係者に対する消防技術の育成指導

消防職、団員の教養訓練のため、県消防学校の教養計画に基づいて学校教育を行うとともに要望にもとづき必要に応じて現地訓練も実施する。

エ 民間防火組織の育成推進

オ 消防用通路の確保促進

カ 通信施設の整備促進

(4) 応援協定

「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、佐賀県市町村と長崎県市町村間は、受・支援の相互応援協定を締結している。

(5) 水利施設の整備

消火栓以外の水利の確保として、貯水槽や海水の利用等、水利施設整備を推進する。

(6) 空中消火資機材の備蓄及び運用

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用について、県としては「長崎県林野火災用空中消火資機材運用要綱」を定め、これにより活用をはかっている。

なお、空中消火資機材の保管場所は長崎県消防学校及び長崎県防災ヘリコプター事務所としている。

4 火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。また、地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。

第2編 災害予防計画

(1) 家庭における火災予防対策

市は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に住宅用火災警報器設置の促進をはじめ、消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する。

また、家庭内の次のような出火危険物に対し、取り扱い等を指導していく。

ア 石油ストーブ

耐震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

イ 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

ウ その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

(2) 山火事防止のための啓発

市は山林原野火災の予防警報、消火等の施設を整備し、林野火災消防体制の確立を図るとともに、特に次に掲げる事項を的確に指導啓発し、林野火災を未然に防止するよう努めるものとする。

ア 火入についての許可、または届出の励行

イ 火災警報、異常乾燥注意報または強風注意報が発令されているとき等の火入の禁止

ウ 火入実施中において気象状況が急変した場合の応急措置

エ 入山者および通行人の森林内における火の取扱方法

5 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

市は、平常時から常備消防、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の消防用資材を整備促進する。

(2) 整備の水準

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動カポンプ等を整備する。

また、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水層の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

事業計画（令和6年度～令和10年度）

（単位：千円）

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	概算事業費 (見込)	年度区分				
				6	7	8	9	10
消防施設	消防水利整備事業 40t 5基	市	50,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000	(1基) 10,000
	消防格納庫詰所 建設事業 9棟	市	405,000	(1棟) 45,000	(2棟) 90,000	(2棟) 90,000	(2棟) 90,000	(2棟) 90,000
	小型動力消防ポンプ付 積載車購入 15台	市	131,096	(ポンプなし) (3台) 21,388	(3台) 27,427	(3台) 27,427	(3台) 27,427	(3台) 27,427

第8章 水防施設等整備計画

(防災基地対策課、消防団)

1 水防関係

水防法の規定により知事又は水防管理団体は、その区域における水防を十分に果す責任を有し、水災の防ぎよ及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資器材等の水防施設を充実強化するものとする。

(1) 水防倉庫および資材の状況

西海市所管の水防倉庫および水防器具資材は次のとおりである。

番号	倉庫	河川名	備蓄主要資材器具						管理責任者
			ツル	ロープ	俵・袋	縄	杭木	スコップ	
1	喰場水防倉庫	大明寺川(西彼)	10	20m	70	45k	210本	10丁	市長
			箆	鉄線	ハンマー	ガソツメ	ホゲ	材本	
			50枚	20k	2	20	10	10本	
2	雪浦水防倉庫	雪浦川(大瀬戸)	5	850	200	20	160	20K	市長
			ハンマー	唐鍬	ホゲ	掛矢	鎚		
			10	5	20	6	3		

(2) 水防倉庫および資材の整備

ア 水防倉庫は水防区域2kmごとに1カ所の割合の目標で整備をはかる。

なお、水防区域に指定されていない地域についても重要地域においては上記基準に準じて整備に努力する。

イ 水防倉庫内の水防器具資材は長崎県水防計画に定めてある「資材整備基準」を目標に今後整備する。

(3) 器具資材の確保と補充

水防管理者は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

第9章 防災業務施設の整備

(防災基地対策課、建設課、住宅建築課、市民課、教育委員会)

1 災害対策本部の空間・機能等の整備

市は、市災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受け入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

2 防災拠点の確保・整備

市では、防災活動の拠点となる施設や場所を次のとおり定め、平時より災害時を想定して、耐震対策や必要な物資や資機材等の備蓄等を進める。

主な防災施設・場所の指定

必要機能	第1候補地	第2候補地
災害対策本部	市庁舎（本庁・各総合支所）	大瀬戸コミュニティセンター
自衛隊部隊の受け入れ場所	大瀬戸総合運動公園	西彼中央グラウンド及び駐車場
ヘリポート	大瀬戸総合運動公園 西彼中央グラウンド 西海スポーツガーデングラウンド 大島若人の森総合運動公園 33°（さんさん）元気ランド 松島ヘリポート（吉原厚生グラウンド） 江島ヘリポート 平島ヘリポート	雪浦運動場 八木原運動場 上岳運動場 太田和運動場 七釜グラウンド 大崎高校グラウンド
緊急物資の受け入れ・保管場所	大瀬戸総合体育館、白浜漁港、宮浦港	西彼総合体育館
救護所	各地区保健福祉センター	
仮設住宅の建設用地	上岳運動公園、八木原運動公園	
ボランティアの受け入れ	各社会福祉施設	

第2編 災害予防計画

3 通信施設の整備

(1) 県

市と県を結ぶ通信施設として県は、既に県防災行政無線（地上系、衛星系）を整備している。

(2) 市

ア 市防災行政無線の整備状況

同報系

親局	中継局	子局	戸別受信機
3	10	214	12,222

移動系（一般）

基地局 (親局)	中継局	移動局 (車載局)	移動系 (可搬局)	移動局 (携帯局)
3	3	47	25	30

移動系（業務用無線）

基地局 (親局)	中継局	移動系 (車載局)	移動系 (携帯局)
2	2	34	46

イ 市町村防災無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋内受信方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式の利用を図り、住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達する。
オフトーク通信、CATV等の有線ケーブルの利用	これらの方式は、防災無線と比較しても、住民に対するサービスとしては高いものであるが、有線ケーブル利用であるため、災害時に使用できないケースがある。このため重複して防災行政無線の整備を検討していく。
市町村防災行政無線の機能	交通及び通信手段の途絶した孤立集落からの情報収集や病院、学校、電気、ガス、金融等の生活関連機関との通信の面では十分ではないため、同一地域で横の連絡網を整備し、住民の生活に密接な関係を持つ生活関連機関との情報連絡網を確保し、的確な情報を市町村の災害対策本部に提供ができる地域防災無線の整備を検討していく。

ウ 衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

被災地へ出向いた職員と災害対策本部等との連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める。

第10章 避難地・避難路の整備

(防災基地対策課、市民課、福祉課、建設課)

1 避難地の整備

市は、災害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校など公共的施設等を対象に、災害対策基本法で位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う。

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発生時において住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保することができる避難場所であり、災害に対して安全な構造を有する施設又は、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる場所を基本として災害の種類ごとに指定する。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等、また災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設として指定する。

また、指定避難所等だけでは想定される避難者を収容しきれない場合には、自治公民館等も指定避難所に追加するよう検討する。

注) 緊急的・一時的に避難する避難地を「指定緊急避難場所」、避難生活を送る避難地を「指定避難所」という。

避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- (1) 避難地としての適格性の判断は、地震等被害想定で検討した予想震度に対する耐震性及び海溝型地震津波想定による津波浸水予測を十分考慮し、安全性の確保に努める。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、広域避難地、一次避難地を、体系的かつ計画的に配置、整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- (3) 避難所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。津波浸水の恐れのある地域には避難所及び避難場所の指定は行わないものとし、やむを得ず指定する場合は、津波に対する安全性を確保するための対策を講じる。

また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。

- (4) 地域防災計画に位置づけられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。
- (5) 地域防災計画に避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。

第2編 災害予防計画

特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努める。

- (6) 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた福祉避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- (7) 避難地の割り当ては、町内会単位として、主要道路、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- (8) 各避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機及び燃料等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (9) 指定された避難所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (10) 指定された避難場所及び避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- (11) 避難地、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2 避難路の整備等

(1) 避難路の指定

市は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるよう次の事項を基本に避難路を指定する。

- ア 徒歩での避難を原則とする。
- イ 同一避難地、避難所への道路は最小限度とする。
- ウ 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- エ 避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

(2) 避難路の整備

市は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整備する。

- ア 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- イ 避難誘導のための標識を設置する。
- ウ 津波浸水の恐れのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

3 避難行動要支援者の避難支援

市は、高齢者、障害者などの「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援の体制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者。

- ア 要介護認定3～5を受けている者。
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）。

- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者。
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者。
 - オ 市等の生活支援を受けている難病患者。
 - カ 本人・家族及び民生委員等から支援が必要との情報提供があった者で、市長が必要と認めた者。
- (2) 避難行動要支援者名簿情報
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (3) 避難支援等関係者
- 避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。
- ア 消防機関
 - イ 警察機関
 - ウ 民生委員
 - エ 行政区長
 - オ 社会福祉協議会
 - カ 自主防災組織
 - キ 自治会組織
 - ク 避難支援等の実施に携わる関係者
- (4) 名簿に掲載する個人情報の入手方法
- 避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。
- また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。
- (5) 名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化するため、市は避難行動要支援者の現況把握に努め、名簿情報を定期的に更新するものとする。
- (6) 名簿提供における情報の管理
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを

第2編 災害予防計画

説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

(7) 要配慮者が円滑に避難を行うための措置

災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、**高齢者等避難**を適時適切に発令するとともに、要配慮者の個々の態様に配慮し、防災**行政無線**や**広報車による情報伝達**に加え、**携帯端末等を活用し、緊急速報メール**を活用するなど、多様な情報伝達の手段を確保する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

4 西海警察署、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時に活動を通じ市と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

5 不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

(1) 管理者の措置

不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

津波浸水の恐れのある地域では、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即した計画、訓練となるよう配慮する。

(2) 管理者に対する要請

警察、消防機関においては、不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第11章 緊急輸送活動体制の整備

(建設課、住宅建築課、農林緑推進課、ふるさと資源推進課)

1 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送路として、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

市における県指定の第1次、第2次緊急輸送道路及びこれらの路線と連携する市が指定する道路は、次のとおりである。

機能区分	長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画
第1次緊急輸送道路	国道202号、国道206号、県道43号、県道12号
第2次緊急輸送道路	県道52号、県道243号、県道15号

3 県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備

(1) 災害発生時における交通規制計画

災害における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する。

(2) 緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届け出・確認制度の整備を図る。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

第2編 災害予防計画

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。海岸沿い等津波浸水の恐れのある地域では、状況把握の後、迅速に高台等へ避難すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。
- ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。
- (ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または、駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

4 港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁の整備に努め、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

5 漁港施設の整備

緊急物資・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、耐震岸壁等の整備に努め、海路による救援活動を積極的に行う。また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

6 ヘリポートの指定及び整備

市では、離着陸適地として、大瀬戸総合運動公園等を指定している。

市は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、県や自衛隊等関係機関と災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第12章 医療・保健に係る災害予防対策

(健康ほけん課、県、西彼保健所、医師会)

1 医療施設の災害に対する安全性の確保

県、西彼保健所及び市は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- (1) 医療施設における耐震性その他の安全性を確保するよう啓発を行うこと。
- (2) 医療施設の施設や設備等の常時点検を行い、発災後も事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めること。
- (3) 医薬品等の備蓄を推進すること。
- (4) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (5) 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと。

必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと。

- (6) 津波浸水の恐れのある地域においては、必要に応じて、自治会、自主防災組織、NPO等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること
- (7) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施するよう啓発を行うこと

2 災害時医療体制の整備

- (1) 地域の医師会との連携

市は、災害時における医療の確保のため、医師会との連携により、連携の強化を図る。

- (2) 災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院として「基幹災害医療センター」を県に2箇所、「地域災害医療センター」を12箇所、合わせて14箇所を指定した。これを受けて災害拠点病院の機能強化を図る。

災害拠点病院には、①多発外傷、クラッシュシンドローム、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者に対応するための高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害医療センター」、②さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を併せ持つ「基幹災害医療センター」の2種類がある。

災害拠点病院及び長崎 DMAT 指定病院一覧表

圏域	医療機関	災害拠点病院	長崎 DMAT 指定病院
長崎	長崎大学病院	◎	○
	長崎みなとメディカルセンター	○	○
	長崎原爆病院	○	○
	済生会長崎病院	○	○
佐世保県北	佐世保市総合医療センター	○	○
	長崎労災病院	○	○
	北松中央病院	○	○
県央	長崎医療センター	◎	○
	諫早総合病院	○	○
	長崎川棚医療センター		○
県南	島原病院	○	○
五島	五島中央病院	○	○
上五島	上五島病院	○	○
壱岐	壱岐病院	○	○
対馬	対馬病院	○	○
合計		14	15

「◎」：基幹災害医療センター、「○」：地域災害医療センター

(3) 医療機関の防災マニュアルの作成

すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下、「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。

(4) 市保健センターの整備

市は、各町の保健センターを災害時の緊急救護所として使用することを想定し、備品や設備等の充実をはかる。

3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

西彼保健所は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

第2編 災害予防計画

4 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

市は、県、医療機関、医薬品等関係団体、医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

(3) 医薬品等の円滑な供給

県及び市は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「長崎県災害時医薬品等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

5 防疫に係る防災体制の整備

市は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第13章 緊急物資調達計画の整備

(防災基地対策課、市民課、福祉課、農林緑推進課、上水道課)

1 災害時の緊急物資調達計画の整備

(1) 備蓄または調達の基本方針

- ア 市は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。
- イ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。
- ウ 離島、山間部等交通遮断の恐れのある地域では、現物備蓄に重点を置いて、緊急物資を確保する。

(2) 緊急物資の備蓄拠点等の整備

- ア 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。
- イ 市の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。
- ウ 物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や発災時の迅速な対応を図る。
備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとする。あわせて、津波浸水の恐れのある地域においては、津波浸水によりその機能を損なうことがないよう適切な措置を講じる。
- エ 個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。
- オ 被災直後に支給する救援物資については、輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速・円滑な支給に努める。

(3) 緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

- ア 市は、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。
なお、備蓄品目や備蓄量等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(長崎県H26.3.31策定)に基づき定めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- イ 市は、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておく。

(4) 主要災害備蓄物資の確保計画

ア 米穀の調達

- (ア) 市長は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認める場合は、米穀の供給体制をとるものとし、本市の供給体制のみでは供給できない場合には、知事(生活福祉

第2編 災害予防計画

部) に対し米穀の応急配給申請を行い、配給を受けるものとする。

(イ) 応急配給申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は、電信電話等で行うものとする。

(ウ) 応急配給申請にあたっては、必要数量とこれの基準となる罹災者数、災害応急対策員等の所要事項を連絡するものとする。

イ 米穀の供給の範囲

災害時における応急用米穀の配給は、次に掲げる場合で長崎県知事が必要と認めたときに実施する。

(ア) 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

(イ) 全市域的な災害により米穀小売業者等が通常の販売を行うことができない場合

(ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

ウ 給食の方法

(ア) 食品の給与は、罹災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

(イ) 供給品目は、米穀、パン及び副食品とする。

(ウ) 炊き出しを実施する場合は、災害対策本部の救助班において、行政区、婦人会等の協力を得て実施するものとする。

(エ) 炊き出しに必要な施設及び器材はコミュニティセンター、公民館、食堂等施設の利用を図るものとする。

エ 生活必需品等の供給

災害によって住家に被害を受け、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、一時の急場を凌ぐ程度の被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

(ア) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、住家の全、半壊（焼）、流出、床上浸水により、生活に必要な家財を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難なもの

(イ) 被服、寝具、その他の生活必需品として認められる品目

① 被服、作業衣、学童服、下着等

② 寝 具

③ 毛布、布団等（就寝に必要な最小限度のもの）

④ その他

日常生活に欠くことのできないと認められるもの（鍋、釜、バケツ等）

(ウ) 物資の調達

- ① 日本赤十字社長崎県支部に備蓄する物資（タオル、毛布、日用品セット、歯ブラシ）については、日本赤十字社長崎県支部長に申請するものとする。
- ② その他の必要な物資は、業者から購入するものとする。

(エ) 給与又は貸与の方法

- ① 災害対策本部の救助班において、世帯別の被害状況等を十分調査把握し、物資の購入及び配分計画表を作成して購入する。
- ② 物資の給与は、救助班において物資支給責任者を定め、行政区長等の協力を得て実施する。

オ 給水体制の確保

災害により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限度の量の飲料水を供給する。

(ア) 供給方法

災害対策本部の給水班は、次の方法により応急給水を行うものとする。

- ① 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、各地区の給水人口、給水量をもとに、地区別給水順位などを計画するものとする。
- ② 1日1人当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。
- ③ 被災地への給水は、合成樹脂タンク等を搭載し給水に当たるものとし、災害の規模によっては自衛隊に給水車を要請するものとする。
- ④ 給水に際しては、防災行政無線、広報車によって給水時間、給水場所の周知を的確に行うものとする。
- ⑤ 広範な区域に給水が必要となった場合は、地区別に場所を指定し、ポリバケツ等を用意し、給水の円滑を図るものとする。
- ⑥ 給水に際しての作業は、西彼保健所の指示に基づき、給水班が行うが災害の規模に応じて他の対策部から応援を求め、給水にあたるものとする。
- ⑦ 給水にあたっては、供給用器具はすべて衛生的に処理する。

(イ) 給水期間

第2編 災害予防計画

飲料水の給水期間は、7日以内とするが、災害の規模に応じて期間を延長するものとする。

(ウ) 補給水源

- ① 飲料水の供給は、河通等の浄水場のほか、各地区貯水池により行うこととし、消火栓の利用できる地区にあっては最も近い消火栓を利用するものとする。
- ② 西彼保健所の指示により、各地区に点在する井戸水の活用を図る。井戸水の利用については、保健所調査済みの井戸水調査内容を参照して実施するものとする。
- ③ 補給水源の確保が困難な場合は、他市町に給水の要請を行うほか、長崎県及び自衛隊より簡易ろ過機等を借入れ、各河川の流水をろ過して給水を行うものとする。

(エ) 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、西海市給水工事指定業者の出動を要請し、復旧を行うものとする。

第14章 生活福祉に係る災害予防計画

(市民課、健康ほけん課、福祉課、こども家庭課、長寿介護課)

1 防災体制の整備

市は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- (1) 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
また、西海市支援ノートを作成し更新する。
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- (3) 必要に応じ、災害時における市民行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町村間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
- (4) 住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、在宅の要配慮者の状況を把握すること。
- (5) 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 市は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
 - ア 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行うこと。
 - ウ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
 - エ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- (2) 市は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3 地域における避難行動要支援者への対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境におかれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

また、西海市避難行動要支援者避難支援計画の点検、評価を毎年実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

エ 情報伝達体制の確立

市は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者の

ため、多様な情報伝達の手段を確保する。

(2) 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。市は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- ア 市は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。
- イ 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
- ウ 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
- エ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。
- オ 施設の管理者は、予め入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入居者に周知を図る。

(3) 在宅要介護者等の安全確保

市は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

- ア 広報等による要配慮者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。
- イ 地域在住の要配慮者の把握と支援体制を確立する。
- ウ 地域住民の発災時における災害弱者の避難等安全確保の協力を指導する。
- エ 前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市は、予め消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておくものとする。

(4) 観光客・旅行者等の安全確保

市は、防災関係機関及び観光施設等の管理者と協力し、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

- ア 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- イ 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。
- ウ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(5) 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- ア 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- イ 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 市は、県・市社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボラン

第2編 災害予防計画

ティアの拠点相互のネットワーク構築等に努める。

- (3) 災害ボランティアの登録については、長崎県災害ボランティア連絡会（長崎県社会福祉協議会が事務局）において、個人・団体の登録を行っており、引き続き、登録推進を図っていく。
- (4) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会（県民生活環境部県民生活環境課が窓口）が、市社会福祉協議会と協力して次のような支援を行っていくこととなっている。
 - ア 災害ボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンターの設置）
 - イ 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
 - ウ 情報の収集・提供
 - エ ボランティア活動に必要な資器材の調達
 - オ 行政機関との連絡調整等

5 河川の浸水対策

- (1) 浸水想定区域、避難所等の周知
広報誌、ホームページ及びハザードマップ等により浸水想定区域や避難所等に関する情報を浸水想定区域及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し周知する。
- (2) 浸水に関する情報収集体制の整備
指定された浸水想定区域ごとに地域の特性に応じて消防団及び自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。
- (3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
 - ア 避難確保計画の作成及び市への報告
浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等は、ハザードマップを参考に施設利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成し、市に報告するよう指導する。
また、要配慮者利用施設の管理者等は、計画に基づき定期的に訓練を行うものとする。
 - イ 警戒区域内（雪浦川）にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地
①	雪浦ひうらクリニック	西海市大瀬戸町雪浦上郷
②	グループホームルミエール雪浦	西海市大瀬戸町雪浦下釜郷
③	雪浦小学校	西海市大瀬戸町雪浦下郷

第15章 ライフライン施設及び危険物災害予防計画

(上水道課、下水道課、防災基地対策課、専用水道管理者、九州電力送配電(株)、N T T西日本、佐世保市消防局、佐世保海上保安部)

第1節 ライフライン施設災害予防計画

公共公益施設(ライフライン施設)の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連結等、非常体制の整備を図る。

1 上水道施設、簡易水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設、簡易水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計及び施工を行う。

(2) 広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、近隣市町との要請・応援等を行える体制を整備する。

2 下水道施設

施設の耐震性の強化。

市は、農業集落排水施設等の下水道関連施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

3 電力施設(九州電力送配電(株))

九州電力送配電(株)は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、いち早い応急復旧活動に努める。

4 電話施設(西日本電信電話)

N T T西日本長崎支店は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第2節 危険物施設災害予防計画

1 L Pガス施設

県は、L Pガス販売事業者及び認定保安機関に対し一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査させるものとする。

県は、L P Gの一般消費者の消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造移転することを命ずるものとする。

第2編 災害予防計画

2 危険物火災予防

危険物等の対策については、次の措置を講じ、災害発生の防止に万全を期すものとする。

- (1) 法に規定する基準の維持
- (2) 消防機関の法に基づく保安検査および立ち入り検査の実施
- (3) 大規模施設の自主的保安対策の確立
保安員の設置、火災予防規程の作成および自衛消防組織の整備強化
- (4) 科学消防体制の強化および相互応援協定の締結促進
- (5) 特殊火災発生の場合における通報の徹底

3 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。

- (1) 放射線障害予防規定の設定
 - ア 規程の届出
使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ることとする。
 - イ 規定の内容
 - (ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織
 - (イ) 装置の使用
 - (ウ) 汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄
 - (エ) 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
 - (オ) 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
 - (カ) 障害を発見するために必要な措置
 - (キ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
 - (ク) 使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存
 - (ケ) 危険時の措置
 - (コ) その他放射線障害の防止に関し必要な事項
 - ウ 規程の変更
文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。
- (2) 取扱の制限
何人も18才未満の者や心身障害者または、妊娠、妊娠の可能性がある女性に放射性物質又は、これによって汚染された者の取扱、使用をさせてはならない。
- (3) 立入検査等の実施
文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

4 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、佐世保海上保安部及び長崎海上保安部において次の予防措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と指導を行う。
- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第16章 防災営農指導計画

(農林緑推進課)

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防除するため、市及び県、試験場、農業改良普及センター等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。

2 指導対策

各種の災害が発生した場合には、専門技術員は、専門事項（農業経営、水稻、麦、果樹、野菜、花き、畜産、病虫害、土壌肥料、その他）について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、農業改良普及センターに対し周知徹底の指示を行う。

3 防災営農方式の確立

市は、県、各試験場、農業改良普及センター等と連携して、地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、飼育作物、畜産、その他商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。